

燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい 福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画 について

令和8年7月29日(水)
燕市障がい者自立支援協議会

1. 計画の趣旨、期間等

区 分	燕市障がい者基本計画	燕市障がい福祉計画	燕市障がい児福祉計画
根拠法	障がい者基本法 (第11条第3項)	障がい者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
所管 省庁	内閣府	厚生労働省	こども家庭庁
計画の趣旨 (位置づけ)	市町村における障がいのあ る人の状況等を踏まえ、当該 市町村における障がいのあ る人のための施策に関する 基本的な計画 (→基本計画)	障がい福祉サービス、相談支援 並びに地域生活支援事業の提 供体制を確保するための計画 (→ 実施計画)	障がい児通所支援及び障がい児 相談支援の提供体制を確保す るための計画 (→ 実施計画)
計画 期間	令和 9 年度 ～ 令和 11 年度 (3年)		
策定 方法	上記3つの計画を一体的に策定します。		

2. 燕市の障がいのある人の状況(年齢分類の細分化)

現計画では各手帳の所持者数を18歳未満、18歳以上65歳未満、65歳以上で分類し、表記しています。

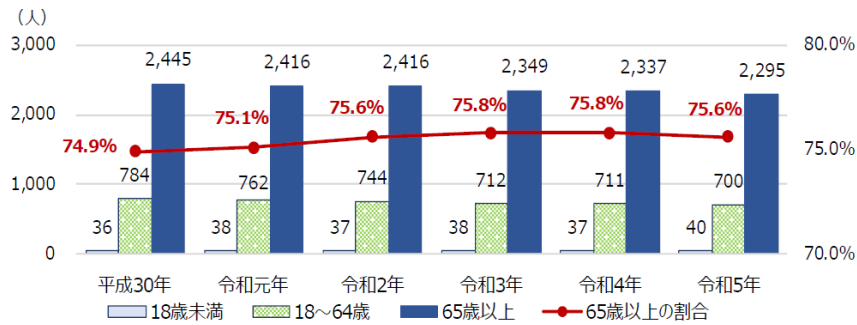
令和5年12月議会において、年齢分類を細分化してはどうかというご意見をいただいたことから、次期計画について、年齢分類の細分を以下のとおり行います。

【現計画】

② 身体障がいのある人の状況

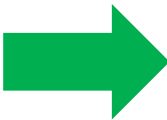
身体障がいのある人の年齢別の推移をみると、65歳以上の割合は平成30年からほぼ横ばいになっています。

■身体障がい者手帳所持者に占める65歳以上の割合



【現計画】

年齢分類	
1	18歳未満
2	18歳以上65歳未満
3	65歳以上

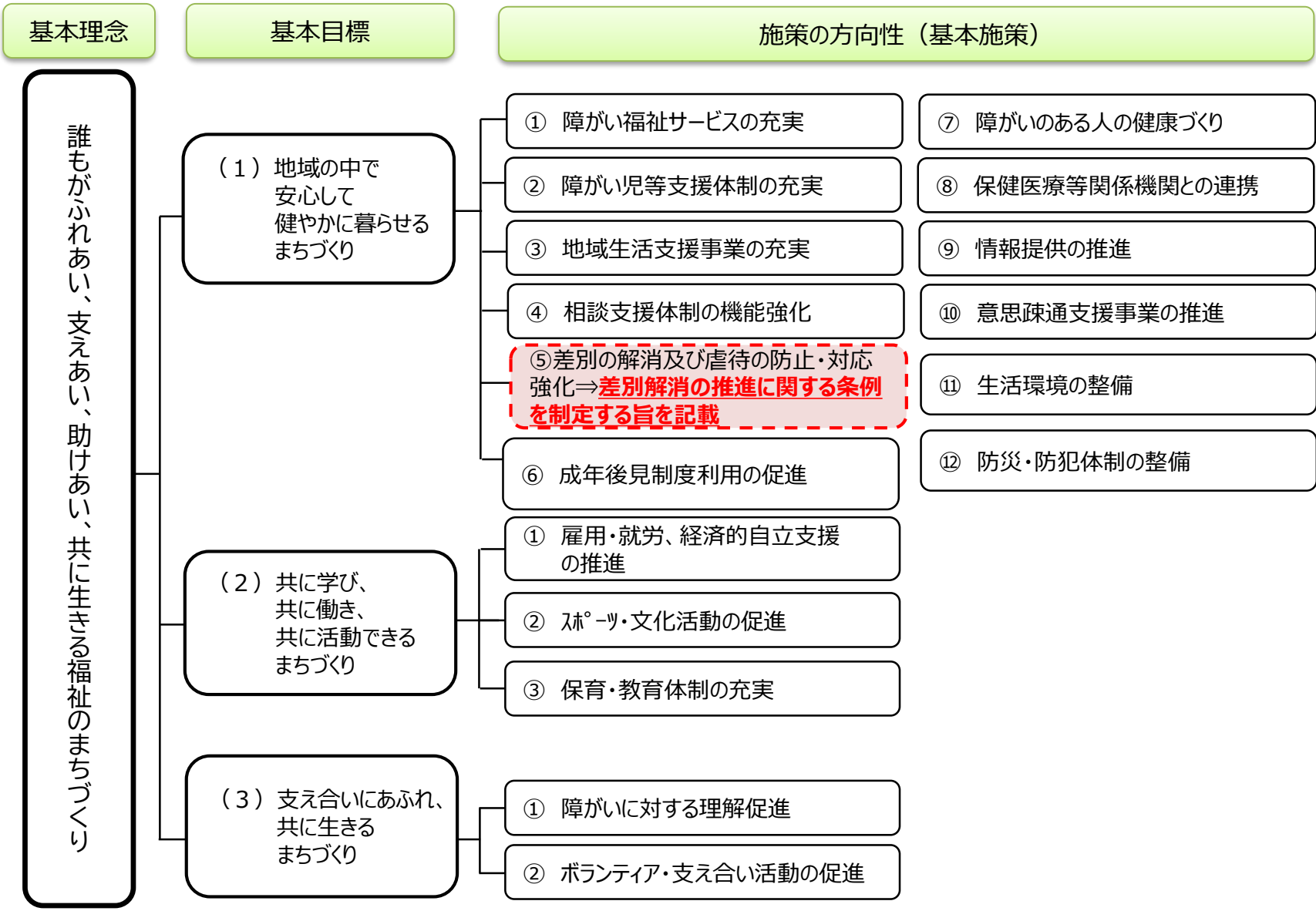


【次期計画】

年齢分類	
1	18歳未満
2	18～39歳
3	40～64歳
4	65歳以上

昨今では、若者支援政策が展開され、その年齢はおおむね18歳から39歳とされていることを踏まえ、18歳以上65歳未満を細分化し、必要な施策の検討に活用します。

3. 燕市障がい者基本計画



4. 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(改正)により示された成果目標および活動指標

※市町村が定める成果目標

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の上入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握 【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者82,000人以上 【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議会の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） 【新規】

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする 【新規】

※現時点の情報だけでは把握しきれていない部分があるため、変更の可能性あり

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
 - 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数

⑤ 発達障害者等に対する支援（続き）

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 - 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
 - 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
 - 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑧ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑨ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

4. 成果目標と今後のスケジュールについて

【現計画】

	成果目標
1	障がい児支援の提供体制の整備等 【第3期障がい児福祉計画部分】
2	相談支援体制の充実・強化等
3	福祉施設から一般就労への移行等 ※燕市独自目標として福祉的就労の充実を追加
4	福祉施設の入所者の地域生活への移行促進
5	地域生活支援の充実
6	障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築



【次期計画】

	成果目標(案)
1	障がい児等支援の提供体制の整備等 【第4期障がい児福祉計画部分】
2	相談支援体制の充実・強化等
3	福祉施設から一般就労への移行等 ※燕市独自目標として福祉的就労の充実【継続】
4	施設入所者の地域生活への移行
5	地域生活支援の充実
6	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

⇒市の独自目標を加えますが、引き続き**着実な実施が出来るよう数値等の設定**を行います。
⇒成果目標を達成するために必要な活動指標についても、国の指針に即して設定します。

項目	令和8年 3月	4～6 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
作業内容		アンケート 作成・実施	素案の作成					パブコメ	最終案 の作成		公表
障がい者 自立支援 協議会			第1回 協議会				第2回 協議会				
			各専門部会での協議・報告								
議会への 説明・報告								素案 の説明			最終案 の報告

地域差の是正・指定の在り方に係る現状の課題と対応の方向性

1 現状と課題

- 近年、市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。
- この地域差を緩和するためには、高齢化・人口減少が進み、大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域といった地域ごとに状況が異なる中で、それぞれの状況に応じて必要なサービスが提供される体制を整備する必要があるが、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追いついていない地域においてサービス提供体制の整備を図るためにも、まずは、計画に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要がある。
- その対応策としては、現行制度を前提とすると、以下の仕組みを活用することが考えられる。
 - ・ 市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める障害福祉サービス等の「必要な量の見込み」の算定
 - ・ 計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制）
 - ・ 市町村が計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう意見を申し出て、都道府県がその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付す仕組み（いわゆる意見申出制度）
- 障害福祉サービス等は、給付費がほぼ全額公費でまかなわれている制度であることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われるような方策が必要である。

2 対応の方向性

以下の対応を総合的に実施することとする。

- (1) 地域差を是正し、サービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策
- (2) 地域のニーズに沿ったサービス提供体制確保のための指定の在り方
- (3) サービスの質の確保のための方策

地域差の是正・指定の在り方に係る対応の大枠

(1) 地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策【指針に明記】

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、以下の内容を要請する。

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない）

- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能）

※1 要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村（市町村は特別区を含む。以下同じ。）

※2 対象サービス：いわゆる総量規制の対象サービス

（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

（★今後、地域におけるニーズと供給の分析等に係る調査研究を行い、その結果や、自治体における対応状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する。）

(2) 指定の在り方（いわゆる総量規制・意見申出制度）

地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保のため、以下の取組を進める。

① 意見申出制度の更なる活用促進【指針等】

- 意見申出制度の積極的な活用について、基本指針に明記するなど、引き続き推進。

② 共同生活援助の扱い【省令・通知等】

- 共同生活援助（グループホーム）をいわゆる総量規制の対象に追加する。その実施にあたっては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合はいわゆる総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する。

※ サービスの質の確保に向けた指定制度の在り方や指定基準の在り方等は引き続き検討

例外的な取り扱いの例は次ページ参照

(3) サービスの質の確保のための方策【通知等】

各サービスの質の確保・向上のため、以下の取組を進める。

① 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

- 新規指定時の確認事項や、運営状況の適切な把握方法等を提示。

② 共同生活援助のガイドライン、管理者の資格要件等

- グループホームの運営や支援内容に関する基準を提示。
- グループホームの管理者の資格要件等を検討。

③ 運営指導・監査の強化

- 運営指導の重点化、業務管理体制検査の強化を行うとともに、マニュアル作成、研修の充実を図る

④ 障害児支援における質の確保

- 全国共通の枠組みでの障害児支援人材研修の実施(R9年度以降)

(参考) いわゆる総量規制の例外的な取扱：個別ニーズへの配慮に関する自治体の好事例

- いわゆる総量規制の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、強度行動障害者、重症心身障害者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズを丁寧に勘案し、例外とするなどの運用方法を実施している事例がある。

具体的な把握方法等が示されないことから、市町村が記載しようにも記載が難しいとの意見があがっている。

障害福祉計画に個別ニーズに係るサービスの見込み量を設定している例

【A市】

サービス名	R 6	R 7	R 8
生活介護	…人	…人	…人
うち障害支援区分5または6の人	…人	…人	…人
うち医療的ケアの必要な人	…人	…人	…人

【B市】

サービス名	R 6	R 7	R 8
生活介護	…人	…人	…人
うち重度障害者※	…人	…人	…人

※重度障害者：障害支援区分4以上

【C市】

サービス名	R 6	R 7	R 8
生活介護	…人	…人	…人
うち強度行動	…人	…人	…人
うち医療的ケア	…人	…人	…人

見込み量を超過する場合でも、一定のケースではいわゆる総量規制を発動しないこととしている例

【D市】

- **強度行動障害者／重症心身障害者／医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所／児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**は、いわゆる総量規制の例外としている。
- 例外的な取扱いの適用により指定を受けようとする事業者は、事前に「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」を担当課に提出する必要がある、当該担当課の承認により指定申請書が受理される。

【E市】

- 利用者のニーズ及び事業所の設置状況を勘案し、**合併前の旧4町に設置する場合**は、いわゆる総量規制の例外としている。